

忘れずに  
納めましょう

# 個人市・県民税の仕組み

福祉サービスや都市整備など、まちの維持・発展に必要な行政サービスを行うために必要な経費を広く住民の皆さんに負担していただくものが個人市・県民税です。

税額は前年の所得に基づいて計算され、一定の所得がある人に同じ金額を負担していただく「均等割額」と、所得に応じてかかる「所得割額」の合計額となります。

## 個人市・県民税を納める人(納税義務者)

平成31年1月1日(賦課期日)に住んでいた市町村に納めます(1月2日以降に死亡・転出した人もその年度分は課税されます)。納税義務者には6月10日(月)に納税通知書を送付します。なお、給与から特別徴収される人は5月15日(水)に事業所宛てに送付しています。

### 対象となる所得

令和元(平成31)年度の税金は、平成30年1月1日から12月31日の所得に基づいて計算されます。

## 個人市・県民税が課税されない人(非課税者)

- 賦課期日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
- 寡婦または寡夫、障がい者※、未成年者(平成11年1月3日以降に生まれた人)で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人
- 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

・控除対象配偶者および扶養親族がいない人

→31万5,000円

・控除対象配偶者または扶養親族がいる人

→31万5,000円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+18万9,000円

※障がい者=身体障害者手帳1～6級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・Bを所持している人▶65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人

## 個人市・県民税の納め方

個人市・県民税の納め方は、次の3通りの方法があります。ただし、2種類以上の収入がある場合は、2つ以上の方法を併用して納める場合がありますので、6月10日(月)に送付する「納税通知書」を確認してください。

### ①特別徴収(給与天引き)

給与支払者である事業主が、従業員の個人市・県民税を毎月の給与から天引きして納める方法です。

#### 対象者

前年中に給与の支払いを受けた人で、平成31年4月1日に給与の支払いを受けている人

### ②特別徴収(年金天引き)

公的年金支払者が、個人市・県民税を年金から天引きして納める方法です。

#### 対象者

前年中に公的年金等の支払いを受けた人で、平成31年4月1日に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人のうち、公的年金等に対する課税のある人

### ③普通徴収(個人納付)

本市から送付される納付書または口座振替により年4回納める方法です。

令和元年度 (平成31年度) 納期限	1期	2期	3期	4期
	7月1日(月)	9月2日(月)	10月31日(木)	令和2年 1月31日(金)

#### 対象者

給与からの特別徴収や公的年金からの特別徴収の方法で納める対象でない人

#### 納付できる場所

市内に営業所のある金融機関▶四国内のゆうちょ銀行および郵便局(納期限内に限る)▶コンビニエンスストア(納期限を過ぎた場合、または合計所得金額が30万円を超える場合は納付不可)▶納税課(市役所本館2階)▶支所▶市民サービスセンター(納期限内に限る)

## 配偶者特別控除・配偶者控除の見直し

「働き方改革」を税制面から後押しするため、配偶者特別控除と配偶者控除が見直されました(平成30年1月1日以降の収入が対象)。

■市・県民税の配偶者特別控除で、控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が45万円(給与収入110万円)未満から90万円(給与収入155万円)以下に引き上げられました。なお、この限度額を超えても123万円(給与収入201.6万円)以下までは所得区分に応じた控除額の適用があります。

■配偶者特別控除・配偶者控除を適用する納税義務者に所得制限が設けられました。納税義務者の合計所得金額が900万円(給与収入1,120万円)を超えると段階的に控除額が減少し、1,000万円(給与収入1,220万円)を超えると適用がなくなります。

☎市民税課 ☎948-6290・☎934-1802

## 国民年金保険料の免除・猶予制度

所得の減少や失業など、経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると、保険料の免除や猶予が受けられます。

免除や猶予が承認された期間は、年金を受けるために必要な期間に算入されます。

### 免除・猶予の内容

■免除(全額免除・一部免除)  
本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定基準額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除

#### ■納付猶予

20歳以上50歳未満で、本人・配偶者の前年の所得が一定基準額以下の場合、保険料の納付を猶予

※免除・猶予とも、所得の申告が必要な場合があります

### 退職(失業)者への特例

退職(失業)した人は離職票などを添えて申請すると、本人の所得が一定基準額以上あっても保険料の免除・猶予が認められます。ただし、審査対象となる配偶者・世帯主に一定基準額以上の所得があると、免除・猶予が認められない場合があります。

### 産前産後期間の保険料免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)免除されます。

※出産日が平成31年2月1日以降の人が対象。出産予定日の6カ月前から届出可能(妊娠85日以上で死産、流産、早産した人を含む)

### 手続きに必要なもの(共通)

①年金手帳または本人確認ができるもの  
②印鑑

### 退職(失業)が理由の場合

雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証(公務員の場合は辞令書)▶産前産後期間の保険料免除の場合

▶母子手帳▶代理人申請の場合

▶①②に加え、委任状と代理人の本人確認ができるもの

※必要書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください

■「わたしとみんなの年金ポータル」サイトがオープン

厚生労働省が「わたしとみんなの年金ポータル」サイトをオープンしました。自分の

知りたい年金情報に簡単にアクセスできます。

QRコード



☎国保・年金課(市役所別館3階) ☎948-6352・☎934-2631、松山東年金事務所 朝生田町一丁目 ☎946-2146・☎933-1319